

笠山町 体育部・体育委員会運営規程

第1章 総 則

第1条 (目 的)

本規程は、会則第10条専門部(1)会はに定める体育部ならびに運営委員会(2)に定める体育委員会に関し必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 (役割任務)

体育部・体育委員会の役割任務は、次のとおりとする。

- 体育部 …………… ①住民の健康や体育づくりに関する企画立案
 ②町内運動会に関する企画立案
 ③町内会が所有する体育用具の管理
 ④地域の体育振興に関する連携事業等の調整

体育委員会…………… ①体育部の計画する事業の運営補助

第3条 (町内役員会との関係)

体育部の計画する町内事業の実施については、町内役員会に諮りこれを決定するものとする。

2.他団体の協力が必要となった場合、体育部長は、町内会長の了解を得て実施委員会を設置することができる。

第4条 (学区体育振興会との関係)

学区の体育振興会から推進委員の選任依頼があった場合、原則として体育部より選任をするものとする。

2.事業の協力要請については、体育部が窓口となりこれにあたるものとする。

第2章 体 育 部

第5条 (部員の選出)

体育部員は、原則として体育委員の経験者から選出するものとし、体育部長の推薦をもとに町内会長が委嘱する。

第6条 (部内役員)

体育部は、次の部内役員を置く。

- | | | |
|-----|------|-----------------------------|
| 部 長 | 1名 | 部の統括 |
| 副部長 | 2名以内 | 部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。 |
| 会 計 | 1名 | 計画事業の会計ならびに体育部・体育委員会の賄費の管理 |
| 庶 務 | 1名 | 企画事業の記録ならびに広報に関する事務 |

部内役員は、部員の互選により決定する。

第7条 (顧問・相談役)

体育部長は、次の顧問・相談役を置くことができる。

顧問	若干名	体育部の経験者
相談役	若干名	体育指導員

第3章 体 育 委 員 会

第8条 (委員の選出)

会則第11条に定める各組から選出される委員は2名とし、選出方法は各組の定めによるものとする。

第9条 (委員の任期)

委員の任期は、1年とし、当年4月1日から翌年3月31日までとする。

委員に欠員が生じた場合、該当する組の組長は、すみやかにその後任者を決定し町内役員会に報告するものとする。

第10条 (委員会の運営)

体育委員会の運営は、体育部長および副部長が責任者としてこれにあたるものとする。

第11条 (会 議)

体育委員会の会議は次のとおりとし、招集者は体育部長とする。

委員総会	原則として年1回とし、次の事項を審議する。
1.	年間事業の実施計画に関する内容
2.	予算の配分に関する内容
3.	その他体育委員会の運営に対する基本的な事業
運営会議	必要の都度開催する。

第4章 付 記

1. 体育部の設置 昭和63年4月
2. 体育委員会の設置 平成4年4月
3. 本規程の制定 平成9年4月 (平成9年5月役員会承認)
平成 年4月 一部改訂 副部長の人数
平成22年4月 一部改訂 庶務の設置